

【重要事項説明書】

修理費用保険（事業者パソコン修理費用補償特約）のご説明（契約概要）

株式会社東名
レスキュー損害保険株式会社

- 「パソコンあっとサポート・プラス」のご契約に際して、特にご確認いただきたい事項をこの「保険契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 「パソコンあっとサポート・プラス」会員サービスは、株式会社東名を保険契約者とし、「パソコンあっとサポート・プラス」会員の皆さまを被保険者（保険の補償を受けられる方）とした保険契約となります。会員である期間中は、保険の補償を受けられますが、会員資格を喪失しますと、補償は受けられません。
- 本書面は保険契約の概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましてはレスキュー損害保険株式会社と締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては同社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。なお、保険内容についてご不明な点につきましては、同社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印を付けておりますので必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

修理費用保険（事業者パソコン修理費用補償特約）とは、偶然な事由（注1）によって、所有または使用するパソコンおよび周辺機器（以下「事業者パソコン」とします）が使用不能（被保険者が所有または使用する事業者パソコンを使用できない状態をいいます。）となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して保険金額（注2）を限度として保険金をお支払いする保険商品です。申込は拠点単位となりますので、それぞれの拠点ごとに申し込みが必要です。

（注1）故障（水濡れによる故障を含みます）と外装破損が補償対象となります。

（注2）保険金額は、加入コースによって異なり、以下のいずれかになります。

コース	A	B	C
パソコン 台数制限	5	10	15
全損最大金額	3万円	5万円	10万円
年間修理上限	5万円	10万円	20万円

2. 補償内容

(1) 保険金をお支払いする場合

偶然な故障（水濡れによる故障を含みます）または外装破損によって事業者パソコン（注1）が使用不能となったことに伴い、被保険者が費用を負担することによって被る損害に対して損害保険金を支払います。

（注1）事業者パソコンに挿入するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品は除きます。

(2) お支払いする保険金の額

年間（*）の限度として以下の額を損害保険金として支払います。

*年間とは、会員サービスの規約で定めた利用開始日の0時から利用開始日の1年後の同一日付の前日の24時までです。以降更新となります。

① 事業者パソコンが修理可能な場合

修理費用（注1）＝損害保険金

② 事業者パソコンが修理不能な場合

損害保険金は、別途購入した事業者パソコンの代金、または全損最大金額（加入コースによって異なり、以下のいずれかになります。）を超過した場合は全損最大金額まで保証でいたします。

パソコンあっとサポート・プラス：

Aコース：全損最大金額3万円

Bコース：全損最大金額5万円

Cコース：全損最大金額10万円

*修理可能とは事業者パソコンをメーカー等で修理した状態をいいます。修理により同等品と交換した場合や事業者パソコンのメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合も含まれます。

*修理不能とは、事業者パソコンの内部基盤が修復不能な状態のため、事業者パソコンのメーカー等での修理が不可能（注2）で、被保険者が別途事業者パソコンを購入（注3）した状態をいいます。

（注1）事業者パソコンのメーカー等が実施する保証サービスを利用した場合は、保証サービス適用後の被保険者負担分となります。

（注2）事業者パソコンのメーカー等が事業者パソコンの状態を確認した結果、修理が不可能と判断し、修理を行わなかった状態をいいます。

（注3）修理不能により別途機器を購入する際は、同一品目（品目区分はタブレット端

末、パソコン、ルーター、プリンターです) の再購入に限ります。例えば、タブレット端末が修理不能となった際にパソコンを購入した場合は、保険金支払対象外となります。また、同一品目の故障のついでに機能アップした機器を購入した場合は、機能アップ前の同等品の購入費用が損害額となります。

★ (3) 保険金のお支払い回数

無制限といたします。

★ (4) 保険金をお支払いできない主な場合

下記のいずれかの事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失。
- ② 被保険者と同居の親族の故意または事業者パソコンを使用もしくは管理する者の故意。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合に限る。
- ③ 保険金を受領するものの不当利得にあたる損害。
- ④ 不具合が補償期間外に発生した場合。
- ⑤ 地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害の場合。
- ⑥ 火災、爆発、放射能汚染に起因する損害の場合。
- ⑦ 公的機関による差押え、没収等に起因する損害の場合。
- ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害の場合。
- ⑨ 事業者パソコンが、日本国内で販売されたメーカー純正の製品以外の場合。
(日本法人を設立しているメーカーの純正製品は除く。)
- ⑩ 購入から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合。(初期不良を含む。)
- ⑪ 事業者パソコンのメーカーまたは販売店が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定される場合を含む)製品を対象として回収または修理を行った場合における回収の原因または修理の対象となる事由。
- ⑫ すり傷、汚れ、しみ、腐敗、腐食、焦げ等、事業者パソコンの本体機能に直接関係のない外形上の損傷。
- ⑬ 事業者パソコンを、不適切な修理、加工、改造または過度な装飾をした場合。
- ⑭ 詐欺、横領によって生じた損害。
- ⑮ 自然の消耗、劣化、縮み、変色または変質による損害。
- ⑯ 日本国外で発生した事故による損害。
- ⑰ 事業者パソコンが故障または外装破損した場合において、被保険者が、事業者パソコンのメーカー等が発行する書類を、保険会社に提出しない場合。

- ⑱ 事業者パソコンのメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理可能」と判定したにもかかわらず、被保険者が事業者パソコンを修理しなかった場合。
- ⑲ 事業者パソコンのメーカー等が発行する書類をもとに、保険会社が「修理不能」と判定したにもかかわらず、被保険者が別途事業者パソコンを購入しなかった場合。

下記のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって被った損害に対しては、増加した費用部分の保険金を支払いません。

- ① 事業者パソコンのメーカー等による事業者パソコンの修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により、事業者パソコンの状態が悪化し、修理費用が増加したことによる損害。
- ② 事業者パソコンにかかった修理費用以外の費用による損害。（見積り取得に関する費用、送料など。）

3. 付帯する特約

事業者パソコン修理費用補償特約、保険料月払特約、包括契約に関する特約が付帯されません。

4. 保険責任期間

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「パソコンあっとサポート・プラス」会員サービスの規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

5. お引受条件

当保険は「パソコンあっとサポート・プラス」会員サービス自動付帯となります。

6. 解約および解約返戻金等の有無について

当保険は「パソコンあっとサポート・プラス」会員サービス自動付帯のため、保険契約のみの解約はできません。会員サービスを解約される場合はサービス規約に従って手続きしてください。保険契約の配当金、解約払戻金、満期返戻金はございません。

7. 保険料および保険料の払込みについて

保険料は保険契約者（株式会社東名）が保険会社へ支払います。

修理費用保険（事業者パソコン修理費用補償特約）のご説明（注意喚起情報）

- 「パソコンあっとサポート・プラス」のご契約に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みください。
- 本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。実際のお支払いの可否など詳細につきましては、株式会社東名とレスキュー損害保険株式会社が締結した保険契約の普通保険約款・特約にもとづきます。保険適用可否などについては保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承下さい。また、ご不明な点につきましては、保険会社までお問合せください。
- お客さまにとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけておりますので、必ずご確認ください。

1. 保険責任期間の始期と終期

被保険者毎に保険責任を負う期間は、「パソコンあっとサポート・プラス」会員サービスの規約で定めた利用開始日の0時に始まり、被保険者が当該サービス制度から脱退、退会した日の24時に終わります。

2. 免責事由等

- ★「修理費用保険（事業者パソコン修理費用補償特約）のご説明（契約概要）」の「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。被保険者が修理費用を負担した場合であっても「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」に該当すると保険金をお支払いできませんので、修理を行う前に「2.（4）保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

3. 損害保険会社破綻時の取扱い

- ★万一保険会社が経営破綻した場合、「損害保険契約者保護機構」による資金援助が行われます。

4. 事故が起こったときの手続きおよび注意点

（1）下記【受付窓口】記載のお客様サービスセンターにお電話していただき、保険金請求の手続き案内書、事故状況説明書兼保険金請求書を取り寄せてください。

（2）保険契約者指定の事業者パソコンのメーカー等へ事業者パソコンの修理依頼を行ってください。

- ★（3）保険金のご請求にあたっては、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があ

ります。

【修理可能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理領収証、修理見積書、修理完了報告書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理した事実及び修理内容を証明できるもの
- ③ 有償修理した際の領収書、対象端末に代わる同等品へ有償交換したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

【修理不能であった場合】

- ① 保険会社所定の事故状況説明書兼保険金請求書
- ② 修理に関するメーカー、店舗等のレポート等修理不能であることを証明できるもの
- ③ 新規購入した際の領収書、対象事業者パソコンに代わる事業者パソコンを新規購入したことが証明できるもの
- ④ その他保険会社が求めた書類、写真

【受付窓口】

お客様サービスセンター

電話番号：0120-119-116

受付時間：9:00-20:00（年中無休）

★（4）保険金請求については時効（3年）がありますのでご注意ください。

5. 補償重複について

★事業者パソコンを補償する他の保険契約や事業者パソコンのメーカー等が実施する保証サービスに重複加入し、他の保険契約や保証サービスを利用した場合は、他の保険契約や保証サービス適用後の被保険者負担分が補償されます。

6. クーリングオフについて

★保険契約のクーリングオフはできません。

7. レスキュー損害保険株式会社の個人情報のお取り扱い等について

個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスについては同社ホームページ (<https://www.rescue-sonpo.jp/>) をご覧いただくか、下記お問合せ窓口までお問い合わせください。

【お問合せ窓口】

住所：東京都千代田区大手町二丁目1番1号 大手町野村ビル

連絡先：レスキュー損害保険株式会社 業務部 mobile@rescue-sonpo.jp

8. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本損害保険協会が運営し、レスキュー損害保険株式会社が契約する指定紛争解決機関「そんぽ ADR センター」をご利用いただけます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

電話番号：0570-022808（ナビダイヤル）

受付時間：9：15～17：00（月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）

IP 電話からは、03-4332-5241 をご利用ください。

以上

2021年5月31日制定

2021年6月21日改訂

文書番号 RC02-011（1） 2021.06